

セカンド・オピニオンへのフローチャート

患者

患者さんの権利
・最善の医療を受ける権利
・自己決定権の確保

ファーストオピニオン(第一医師)

保険医療機関及び保険医療療養担当規則第16条
「転医及び対診」
保険医は、患者の疾病またはその診療について疑義があるときは、他の医療機関へ転医させ、又は他の保険医の対診を求めるなど診療について適切な措置を講じなければならない。

診察・検査・診断

病状説明・治療方針の説明

医師は、自己が行った診断や提案する治療方針について患者によく説明することが重要である。

患者の自己決定

当院での治療継続

